

住宅リフォーム助成事業の申し込み受け付けについて

▷問い合わせ先＝住宅管理課住宅建築係(☎内線323)

市は、市民の居住環境の向上や、市内の住宅関連産業および商業を中心とした地域経済の活性化を図るため、市内施工業者によるリフォーム工事を行う場合に、費用の一部を助成しています。

▷対象者＝市内にある下記対象住宅を所有し居住している者または所有し居住する予定の者

▷対象住宅＝築5年以上経過した、専用住宅または住宅部分が2分の1以上ある併用住宅

▷対象工事＝全体の工事費から外構部に係る費用と設備機器本体などの費用を除いた額が税抜き30万円以上の以下に該当するリフォーム工事で、原則2月末までに完了する工事

・機能維持工事（修繕などにより機能を維持するための工事）

・機能向上工事（バリアフリー化し機能を向上するための工事）

▷助成額

・機能維持工事＝対象工事費の10分の1を補助（上限5万円）

・機能向上工事＝対象工事費の10分の2を補助

（上限10万円）

・空き家バンクを利用し、契約が成立した住宅をリフォームした場合は、15万円を加算

・機能維持工事、機能向上工事の両方を行った場合はそれぞれの工事で算出し、総額の上限10万円

▷助成方法＝助成相当額の大船渡地域商品券を交付します(空き家加算分は現金)。

▷申請方法＝リフォーム工事の着手前(契約前)に、住宅管理課に直接申請ください(着手した工事は対象外です)。

▷申請期限＝12月28日(火)(ただし、予算が無くなり次第受け付けを終了します)

▷事業実施期間＝令和4年2月28日(月)まで ※予算が無くなり次第受け付けを終了します。

▷その他

・必ず着手前に申請ください。

・必要書類が全て揃った時点で受け付けとみなします。事前に申請や相談があっても、書類に不備がある場合は受け付けしたとはみなしません。

ベビーカー・ベビーベッド 無料で貸し出します

■ベビーカーについて

▷対象者＝市内に居住する子育て中の人

▷申込方法＝市役所本庁子ども課の窓口で手続きください。

※申請書は子ども課窓口で受け取るか、大船渡市子育て支援サイト「つばきっず」からダウンロードください。

▷貸与期間＝原則1年間(延長も可能です)

▷その他＝返却時はクリーニング願います。

■ベビーベッドについて

▷対象者＝市内に居住する乳幼児の保護者

▷申込方法＝事前に在庫状況を電話で確認の上、子ども課窓口で手続きしてください。

▷貸与期間＝6カ月間

▷その他＝返却時は清掃願います。

▷問い合わせ先＝子ども課(☎内線195)



令和4年(令和3年度) 大船渡市成人式の開催について

令和4年大船渡市成人式は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上での会場開催と、特設ホームページによる式典の配信を行います。

詳細につきましては、11月下旬に対象者へ案内状を発送し、お知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、変更または中止となる場合があります。

▷日時＝令和4年1月9日(日)午後2時

▷会場＝リアスホール

▷対象＝市内在住または市内出身で、平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの方

▷その他

・出席する人は、マスクの着用と手指消毒をお願いします。

・成人者の家族などの入場はできません。

▷問い合わせ先

生涯学習課生涯学習係(☎内線277)

若者の就職を応援します！新規学卒者等就職奨励金

▷問い合わせ先＝商工課労政係(☎内線111)

市は、市内の事業所に就職した新規学卒者などに、大船渡地域商品券を交付します。

▷交付対象＝就職した年度の4月1日現在の年齢が35歳未満であって、市内の事業所に「常用雇用者」として就職した新規学卒者およびU、I、Jターン者

※「常用雇用者」とは…雇用保険の被保険者で、雇用期間の定めがない、または1年を超えて引き続き雇用が見込まれ、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上で雇用された労働者

※「新規学卒者」とは…中学校、高校、特別支援学校、大学(大学院、短期大学を含む)、高等専門学校または専修学校を卒業した日から翌々年の3月31日までの間に市内の事業所に就職した人

※「Uターン者」とは…本市出身者で、市外に転出し、転出した日から1年以上経過した後に市内に転入した人で、転入した日から2年以

内に市内の事業所に就職した人

※「I・Jターン者」とは…本市以外の出身者で、市内に転入し、転入した日から2年以内に市内の事業所に就職した人

▷奨励金額＝1人につき6万円分の商品券

▷申請期間＝雇用された日から6か月経過後

※就職した日から1年6か月経過した場合、申請できませんのでご注意ください。

▷申請方法＝申請書類に必要事項を明記の上、持参ください。申請書類は、商工課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。

▷その他

・過去に交付を受けた人は対象となりません。

・制度の詳細は、ホームページを確認ください。



求職者資格取得支援助成金のお知らせ

▷問い合わせ先＝商工課労政係(☎内線111)

市は、求職者が指定する講習などを受講する場合、必要経費の一部を助成します。

▷対象＝次の全てを満たす人

・市内在住の満18歳以上の人(在学中の人を除く)

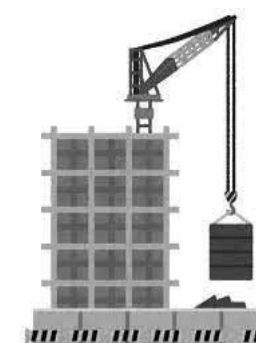
・資格取得日時点で公共職業安定所に求職申し込みをしている人

・対象講習を受講し、修了した人

・市税を滞納していない人

▷対象講習＝足場の組立て等作業主任者技能講習、クレーン・フォークリフト・ショベルローダー運転技能講習、車両系建設機械運転技能講習、玉掛け技能講習、ガス溶接技能講習、介護職員研修、危険物取扱者など

▷助成金額＝講習受講料など(テキスト代を除く)の2分の1に相当する額(千円未満切捨て)



※単年度につき25,000円が上限

▷申請方法・期限＝資格を取得した日から30日以内に次の必要書類を提出ください。

①大船渡市求職者資格取得支援助成金交付申請書

②公共職業安定所の発行するハローワークカードの写し

③資格の取得を証明するものの写し

④受講料などの領収書の写し

⑤大船渡市求職者資格取得支援助成金交付請求書 ※①と⑤は、商工課および気仙管内の技能講習受講機関に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

※交付決定後、申請者が指定する口座に助成金を振り込みます。

▷その他

制度の詳細はホームページを確認ください。

